院外処方箋における事前合意に基づく

調剤内容変更プロトコルの合意書

松阪市民病院（以下「甲」という）と保険薬局名称：　　　　　　　　　　　　　　.

（以下「乙」という）は甲の院外処方箋における疑義照会の運用について、乙の保険薬局での患者の待ち時間の短縮および処方医の負担軽減の観点から下記の通り合意した。

なお、保険薬局での運用に関しては、患者の不利益に結びつかないように、十分な説明と同意を得てから行うものとする。

記

１． 院外処方箋における疑義照会の運用について

「院外処方箋における事前合意に基づく調剤内容変更プロトコル」に挙げる疑義照会不要例については、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたものとして、個別の処方医への合意の確認を不要とする。また、別紙の事項に関して合意した内容は遵守する。

⒉．運用開始について

合意書締結日からの運用開始とする。

３． 合意の解除および合意内容の変更について

合意の解除および合意内容の変更については、甲と乙が必要に応じて協議する。 ただし、本合意の継続が困難と判断した場合、当院は保険薬局への通知により合意を撤回

することができる。この合意書は2部作成し、双方が記入押印のうえ、各1部を保有す

る。

年 月 日

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 甲：名称 | 松阪市民病院 |
| 住所 | 三重県松阪市殿町1550 |
| 代表者氏名 | 病院長 畑地　治 |
| 乙：名称 |  |
| 住所 |  |
| 代表者氏名 |  |